

終章 まとめと提言

■ 検証課題

志免町子どもの権利条例は、子どもの権利条約（1994年）の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを宣言すべく、2007年4月に施行された。子どもの権利委員会は、そのチェック機関として、本町における子どもの権利保障の状況を検証することを使命とする。今期の検証課題は、次の2点であった。

第一に、本町における子どもの権利保障の現状を検証し、報告や提言を行うこと。子どもに関わる関係者や関係機関は、子どもの権利保障を意識し、条例に掲げた理念の実質化にむけてどのような努力や工夫を行っているのだろうか。

第二に、本町の子どもの権利条例を支えるシステム自体を検証すること。本町で子どもの権利条例が制定されて10年目という節目を迎える今期特有の課題設定である。制定当初の理念を継承・発展できているだろうか。

子どもの権利委員会の会合は、ほぼ2ヶ月に1回のペースで開催し、合計19回行った。現場視察は、13ヶ所に及ぶ。上記の検証課題に対して、「各現場の実践」（第1章）、「理念を支える制度やシステム」（第2章）、「子どもの権利条例についての町民の理解」（第3章）の3つの視点から検証した。

■ 検証結果

検証結果は、次の通りである。

第一に、今回視察した現場はいずれも子どもの権利の実質化にむけてできる限りの努力をしていた。ただし、現場によっては、草創期を担ってきたリーダー層が高齢化し、代替わりの時期にある団体もあった。また、社会的に人手不足が進む中で、優秀な人材をいかに確保するかも重要な課題である。今回、現場視察で課題として指摘した点の多くは、施設や人員配置に関する事柄であった。この点は、現場の努力では如何ともし難い問題であり、町としての漸進的な解決を求めたい。一方、「通路が暗い」等、庁内の連絡調整だけで対応可能な事項については、速やかな対応を希望する。

第二に、理念を支えるシステムは、経年劣化しつつあると言わざるを得ない。志免町子どもの権利条例の制定において中核的な役割を担った町民、議員、職員などが第一線を離れていく中で、当時の「熱気」や「使命感」が現在どれだけ継承されているだろうか。条例を活かすためには、それを運用していく「人」が持続的かつ安定的に供給されるための仕組みと工夫が不可欠である。特に、チェック機関であるべき、子どもの権利委員会の運用を早急に整えることが必要である。申し送りがきちんとできていないので、連続性がないままに毎期手探りで進めている。任期中に委員の職場異動による交代をどうするかも検討課題である。子どもの権利委員会の業務は、事務局の全面的な協力なしには成立しないので、任期中の事務局職員の異動への対応も検討いただきたい。また、これまで3回にわたる子どもの権利委員会報告書が町長に提出されたが、そこで示された課題に対しての応答の経路が確立されていないように思う。システムの劣化を食い止め、改善していくためには、PDCAサイクルによる評価と改善が有効である。

第三に、このことと関わって第 16 条にもとづく「行動計画」がいまなお策定されていないことは重大な問題である。町は、条例に掲げられた子どもの権利について、「その普及や保障が十分なされるための取り組みや、支援する内容を盛り込んだ施策を行動計画として作成」し、「いずれかの権利が見落とされないよう、すぐに取り組めるものや、数年かけて取り組むものなど、効果的に進められるよう考慮」することとされている（解説より）。そして、町は、行動計画の進捗状況を子どもの権利委員会に報告することになっている。この「行動計画」は、PDCA サイクルが、自ずと動き続けるように制度設計されたものだといえよう。子どもの権利委員会が、每期手探りで進めてきた理由の一端は、「行動計画」にもとづく進捗状況の報告がなかったためだといえる。

第四に、子どもの権利条例の認知度は、関係者の努力により、少しずつ高まりつつあるが、引き続き一層の努力を求めたい。では、いつまでどこまで認知度を高めれば良いのか。現状では、そのことが定められていない。子ども施策のすべてに数値目標化がなじむとは言えないが、少なくとも認知度に関しては、町として目標値を設定し、その達成度を中長期的に検証していくべきであろう。子どもの権利条例の認知度を問う際に忘れてはいけない点は、条例自体の認知度よりも、条例の内実の認知度を問う視点である。子ども自身が、自分たちに保障されている権利の内実をきちんと理解できるよう働きかける必要がある。この点、「子どもの権利かるた」を開発したり、学校教育や地域子ども教室チャレンジひろばの活動に、子どもの権利に関する学習内容を組み込んだりしている点は高く評価されてよい。楽しみながら、かつ実感をもって自分たちの権利について学べるよう工夫されていた。

■提言

以上をふまえて、今期子どもの権利委員会は、次の 6 項目を提言する。町や子どもの関連施設は、提出された報告や提言を尊重し、必要な措置をとらなければならないことになっている（第 26 条）。日常的な業務に追われていることは重々承知しているが、誠実な対応を求めたい。すべては子どもたちのために。

- ①現場の人材確保がスムーズに行えるように町としても対応策を検討すべき。
- ②施設の大幅な改修は難しくても、廊下の照度を上げる等の環境改善をめざすべき。
- ③次期子どもの権利委員会への申し送り等がきちんと行われる工夫が必要である。
- ④子どもの権利委員や事務局の異動に伴う変更に対する対応策を検討すべき。
- ⑤事務局の協力なしには本委員会は成立しない。引き続き丁寧な協力を希望する。
- ⑥報告や提言を受けての改善状況を次期委員会へ報告し、PDCA サイクルの確立が不可欠である。そのためにも、条例 16 条にもとづく行動計画の策定を早急に求める。